

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ー児童相談所から見る里親家庭における養育不調による委託解除までの経過と要因の分析ー

研究分担者 三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

研究要旨

本研究では、里親家庭における養育不調によって委託解除となった事例について、児童相談所職員（以下、児相職員とする）の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とした。そのため、2019年4月～2024年3月までに養育不調によって委託解除となった事例を担当した経験のある児相職員にインタビュー調査を実施した。

その結果、子どもを委託してから措置解除後に至るまでの各プロセスの各時点において、必要な対策の検討を行った。また、同居・別居にかかわらず、成人した実子が不調による措置解除に大きく影響を与える可能性が示唆されたことは、今回の調査で新たに得られた知見である。さらに、本調査を通して、アセスメントが非常に重要であり、アセスメントを前提としたマッチングの重要性が改めて示された。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護における里親等委託が推進される一方で、委託後に養育関係が破綻し、措置解除に至る「養育不調」が重要な課題として顕在化している現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにし、未然防止および支援体制の強化に資する知見を得ることを目的とする。

2023年度には、Konjin et al., (2018)¹ の、里親委託の不安定性の要因に関するシステムティックレビューを参考に、養育不調により委託や措置の解除となった事例や養育が継続している事例に関して、児童相談所（以下、「児相」と略記する）への質問紙調査を実施した。その結果、フェイスシートからは、児童相談所の職員で5年以上勤務しているものは約3割にとどまることがわかった。また、職員につい

て専門職採用をしている児童相談所は9割あり、ほとんどの児童相談所で専門的知識を持つ者を採用していることが分かった。

本年度は、養育不調によって委託解除となった事例について、児相職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討するために、インタビュー調査を行った。

最終的には、本調査と同様の視点から調査を行う他の分担研究（里親、ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設・フォスティング機関への調査）と併せて不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、

手引を作成することを目的としている。

B. 研究方法

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

1. 事前質問紙調査

(1) 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。

また、児相の情報として、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等についての質問項目を設けた(付録1)。

(2) 調査方法

里親の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

2. インタビュー調査

(1) インタビューガイド

本インタビューは事前に作成したインタビューガイドを用いて行った(付録2)。

(2) 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時

間は1時間から2時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3. 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児相を通して選定を行った。児相職員のうち、日本語での受け答えが可能であり、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除を経験した子どもの担当児童福祉司15名が調査協力者となった。

既述のように、事前質問紙では、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等について記入してもらった。その結果、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格等については表1のとおりである。ただし、回答があったのは15か所中7か所である。いずれも複数で里親家庭への支援にあたっており、現役職については短い場合には1年程度であるが、長い場合は19年であった。また現役職19年の者がいる児相は他の児相と比較して、長期間現役職についているものが多かった。資格については、ほとんどの者が社会福祉士、保育士など何らかの資格を持っていた。

里親家庭への支援に関する職員研修についての回答は、15か所中6か所であった。そのうち、「職員研修はない」としたのは1か所で、「職員研修はある」としたのは5か所だった。頻度についての記入は4か所であり、年1回が2か所、年2回と年4回がそれぞれ1か所だった。全国的な研修(「里親支援センター等人材育成プログラム」)への参加、自治体のフォスタリング機関関係職員研修への参加をはじめ、児相や自治体における新人研修、その他独自の研修があったが、里親家庭にかかわる職

員のみを対象としているものがほとんどで、児相内の全職員を対象にしている研修があると回答したのは1か所のみだった。

4. 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月であった。

5. 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点の状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第203号）を得て実施した。

C. 研究結果

以下では、インタビュー調査の結果について場面で区切って記述する。「」の中は回答者の発言である。ただし、発言の内容については、個人が特定されることを避けるためにいくつかの重要でない表現を抽象化し、紙幅の関係上、内容の変更を伴わない範囲で一部を簡略化し

て表現した。なお、（ ）で表記されている部分は内容の理解のために筆者が補ったものである。

1. 委託時点の里親の状況

（1）里親家庭の概況

表2は対象となった里親家庭と、不調により措置解除となった子どもの状況をまとめたものである。里親家庭の概況については、表2を参照されたい。

対象となった里親家庭は16家庭で、そのうちファミリーホーム（以下、「FH」と略記する）が3家庭、養育里親が11家庭、養子縁組里親と養育里親のダブル登録が2家庭だった。里親登録者の中には夫の仕事の都合上、まだ登録ができておらず、妻のみ登録しているケースも見られた。

里親の年代は、40代が11名、50代が7名、60代が4名、不明（調査中特に年齢を聞かなかった）が10名家庭だった。

家庭状況としては、里父は正規雇用が多く、その他宗教家、自営業、無職だった。里母は、正規雇用、もしくは非正規雇用、自営業、専業主婦だった。不明も1件あった。

実子の有無については、実子なしが5家庭、実子ありが9家庭、不明が1家庭だった。

これまでの受託人数については0人～3人以上がほとんどであったが、多数との回答もあり、受託人数は様々だった。

当該ケースに至るまで、全く子どもと関わりもなく、一時保護やレスパイトなどの受け入れ経験もない里親がいる一方で、福祉関係の仕事をしてきていた里親、実子がいる里親、子どもの受託経験のある里親もあり、里親の子どもとかかわったことのある経験は多岐にわたっていた。

(2) 委託の状況

里親登録後すぐに子どもが委託された場合もあれば、2～3年を経て委託された場合もあった。

里親の希望とは異なる年齢の子どもだが、児相の提案により、受入れ依頼の承諾を得たケースも複数あった。たとえば「実子よりも低年齢のお子さんを受け入れられればなっている希望はあったとは聞いていましたが、里親の担当とフォスティングの方から、かなり熱心な里父母さんで、社会的養護に対しても理解はある方で、これまでマッチング歴もないし、一応希望の年齢とは違うんだけど、きちんとそういったご事情を話せば受け入れてくださるだろうというところで、この里親さんにマッチングしていこうと決めました。(中略) (里親に委託予定の子どものことなどを) 全て説明をした上で、それでも、受け入れてくださいますよということでしたので」(児相 L) という語りがあった。

(3) 成人した実子

今回の調査においては、実子とは良好な関係だった事例もあったものの、実子、もしくは里父と委託された子どもの関係性が悪化したことが不調による措置解除の要因となった事例もあった。「Bくん(Aさんより前に委託されていた子ども)が、今まで一時保護とかショートステイでお願いしたときは、下のお子さんも受け入れてくれてたんですけど、Aさんに関しては、受け入れが良くないっていう話を聞いて(中略)あと、里父さんもAさんの受け入れがあまり良くなくてって里母さんから聞いて、そこは思ってたところと違うとこでした」(児相 E)。と語られた。

しかしながら、特筆すべきは、里親に成人した実子があり、その成人した実子が不調による

措置解除の一因となった事例が複数あったことである。その状況について、以下のように語られている。「不調になった理由は、先ほど話した、実子さん、長女さんですかね、もう成人している。(児相は知らなかったのだが) 実は反対していて、Aちゃんが家にいる限り、『実家に私は帰らない』って言い出したり。しっかり話し合いをする時間をとる必要性が出たりとか。里親さんにとっては、その食い違いが逆にプレッシャーになってたのかなっていう」(児相 G)。この語りに見られる長女は別居している実子であった。

また同居していた実子が、子どもの委託後に、離婚によって実家である里親宅に戻ってきて、子どもとうまくいかなかったという語りもあった。「次女さんはもう怒り狂って、里母さんに『(委託された子どもが) いつまでもいて生活できるのか』みたいな話をされて、里親さんもしんどくなって『こんな状態でもう大変なんや』っていうのをこちらにも言ってきてくれたんです」(児相 J)。同じ児相 J についての語りでは以下の語りもあった。「何かできることないかなというところで里父里母が登録されていて、実子さんは別に補助者でもないですし、(後からの) 同居人なんですけど、説明をしたことがなかったもんで、その機会を持たせてもらったんです。『一緒に生活して下さってるし、Aさんのことを知ってほしいし、なんでこんな対応するか、やっぱり生活経験のなさであつたりとか、その辺はやっぱりここで経験してもらってることをさせてもらえることが本当にありがたいし、悪気あってやってはるんじゃないんです』みたいなのを伝えさせてもらう機会は持たせてもらったんですけど、福祉の勉強されてるわけでもないし、調理師さんの方なので。(中略) 1回ぐらいそういう機会の設定もらったんですけど、なかなか難しかった。

心理も交えて心理からの助言として聞いてもらってます」(児相 J)。

また元々同居していた成人の実子との折り合いが悪く措置解除に至った事例もあり、以下のように語られた。「(里親の) ご長男さんは、Aさんと食事をするのも嫌になって避けるようになり、里親さんもちょっとストレスを増しています。で、本人にもストレスを感じている。このまま生活を続けててもお互いマイナスになってしまうので心苦しいですけども、〇月いっぱいまで委託解除してほしいと(里親から申し出があった)」(児相 K)。

2. 委託時点の A さんの状況

(1) A さんの概況

不調により措置解除となった子どもの概況については表 2 を参照されたい。

今回の調査では、委託時と委託解除時の学年は、就学前～高校生の長期間は 1 人のみであった。就学前～就学前は 5 人で、就学前～小学校低学年が 1 人、就学前～小学校高学年が 1 人、小学校高学年～小学校高学年が 1 人、中学生～中学生が 4 人、中学生～高校生が 1 人、高校生～高校生が 2 人だった。性別は男子が 11 人、女子が 5 人だった。

表には記載されていないが、委託期間は、1 年以内に措置解除となった事例は 9 件、1 年～2 年以内が 4 件、約 5 年が 2 件、約 16 年が 1 件だった。

保護の理由としては、保護者の虐待もしくは酷使、養育拒否など、虐待を示すものが 9 件、その他、他者の精神疾患、死亡、離婚、拘禁、経済的理由、もしくは子の問題による監護困難、障害などだった。

委託された子どもの主な問題としては、里母への暴力、試し行動、愛着の課題、性的問題行動、無断外出、盗み、不登校等、多岐にわたっ

た。

フォスタリング機関からの継続的支援は、ありが 10 件、なしが 6 件だった。里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援はすべてがありだった。

(2) A さんの医学的診断、知能検査など

A さんの医学的な診断がないと回答したのは 5 件で、11 件は何らかの診断があった(表 2)。知能検査は 14 件において実施されており、2 件は行われていなかった(表 2)。

ただし、今回の調査対象となったすべての子どもが、愛着の課題、あるいは発達障害や知的障害、肢体不自由などの障害がある、もしくは何らかの虐待を受けていた、またはその両方があった。たとえば、「愛着面もあるし、本人の特性面もあるし...」(児相 P)、「母からリストカットするところ見せられたとか、ご飯を食べさせてもらってへんっていう訴えがあった」(児相 I)などの語りがあった。

また、IQ が高い子どもや発達に何の問題もない子どももいた。その子どもについては「自ら取り組むのが難しかったりとか、自分で物事を決定するのが難しかったりとか、優先順位をつけるのが難しかったりということがあって。頭の回転は速いんだろうけど、それを行動に移すのがなかなか難しいお子さん」(児相 M)という語りや「発達検査っていうものをしていません。このとき、(中略)移動、運動が、年齢よりわずかに幼いかなっていうぐらいで、あとは年齢相応か、年齢を上回るお子さんです」(児相 C)などの語りがあった。

しかし、委託時点では検査は実施されず不明のまま委託していた場合もあった。「発達.....何かはあるだろうっていうのは。理解力の低さだったり、生活能力...、見た目ほどできてないよねっていう、印象はありました。(インタビュー

ユアー:知能検査・発達検査は行っていない?)
そうですね。一時保護所に入っていないので」(児相 F) との語りがあった。

3. 委託時点の実親の状況

委託時点の実親の状況は、父母がいる家庭やステップファミリー、母子家庭、父子家庭、もしくは、子どもの保護後に離婚した家庭があった。実親の状況については以下のように語られた。「実親さんは未婚で、若年で妊娠をされて養育環境が整わない」(児相 D)、「離婚母子家庭で...」(児相 B)、「お母さんは専業主婦の方で、お父さんだけが働かれています」(児相 N)。

実親の状況はさまざまであり、そのほか以下のような状況に置かれている。語りとともに見ていきたい。

まず、何らかの精神障害や知的障害などの障害があり、精神保健手帳や療育手帳を保持している実親については、「お母さん、双極性障害の影響から、言動が支離滅裂になってしまって、お父さんと別れるとか、お父さんから暴力を受けたとか、いろいろ事実かどうかわからないエピソードをたくさん語って、警察署に飛び込むみたいなことが起きて」(児相 C) などと語られた。

次に、両親が拘禁されている実親については、以下のように語られている。「実父はお母さんと入籍後、銃刀法違反の容疑で逮捕されました。逮捕されて、そういった粗暴行為というか、(実父から実母への) DV もありましたので、お母さんとは不和な状態が続いて離婚に至った」(児相 G)。

また、母の彼氏の出入りがある家庭については、「母子世帯です。お母さんには付き合っている彼氏がいて、その方が出入りを多くしているといったご家庭です。」(児相 M) と語られている。

実母が病気で死亡し祖母が育てられなかった家庭の状況については、「元々お母さんご病気だったんですけど、がんで治療されて、亡くなる前からお母さんのごきょうだい、おばさんからその後の相談っていうのを受けてきたケースなんですけど」(児相 F) と語られた。

父や母、もしくはきょうだいとの関係性に困難がある家庭もあった。「きょうだい葛藤がすごく強いお子さんになります。なので一時保護を 4 回ぐらい繰り返してるお子さんなんですけども、大体はきょうだい葛藤と親子葛藤というところで家を飛び出してしまうとか、警察呼んでみろとかっていうような感じで」(児相 K)、「小さい頃から、きょうだい間差別もあったり、あとはお母さんの生理的な拒否感、Aさんに対しての」(児相 N) などと語られた。

4. 措置先の選定

措置先を里親家庭とした理由、また当該里親家庭を選択した理由としては、以下のような語りがあった。

(1) 実祖父母からの希望

今回の調査では、実親が亡くなったため、実祖父母からの希望により里親家庭を選択した場合があった。「相談に来ていただいたときにもおじいちゃん・おばあちゃんからは、里親さんとか養子縁組とか、そういったことを希望していました」(児相 A)、「もともとおばあちゃんは引き取りの意向はなく、特別養子縁組を前提とした里親委託をお願いしたいと希望されていたので」(児相 B) と語られたように、実祖父母が引き取りの意思なく、里親委託・特別養子縁組を希望していた場合があった。

(2) フォスターリング機関の強い希望

フォスターリング機関の強い希望があり選定した場合もあった。「児童相談所としてはやは

り里親委託は難しいだろうと（考えたが）フォスタリング機関としては引き続き里親さんを探したいという、その温度差はありました。

（中略）フォスタリング機関で登録している里親さんで、検討させてもらいたいと」（児相 G）。

（3）子どもが同じ地域で暮らせる配慮

子どもが保育園で安定して過ごせていることから、同じ地域の力のある里親が選定された場合もあった。「その保育園で安定して過ごせるので、その保育園に通いながら委託できる里親さんがいいっていうふうになって、（中略）知的にもゆっくりだし、これだけ（年齢的に）離れていれば、今委託されてるお子さんも受け入れやすいんじゃないかなという、力のある里親さんがこのお子さんと同じ地域の中にいらっしゃるってというのが一番大きかったですね」（児相 E）と語られた。

（4）受験のため

中高生の場合には受験が里親委託選択の一要因ともなる。それに加えて、家庭的な養育が当該の子どもに適しているのではないかということが以下のように語られた。「受験を見据え、早く措置先を決めたい、と。子どもの意向としてはどちらでもよいということだったので、施設よりも家庭のほうが適当だと考えた。実家庭にいながらも家庭的な養育を経験していなかったことから里親家庭が良いと判断した。」（児相 N）、「中学校 3 年生なので受験があるということで、里親さんの話が出る頃には、この子自身が『里親さんに行ってもいいよ、施設に行ってもいいよ、家に帰ってもいいよ』みたいな。どっちに転がってもいいよみたいところで決められない状態だったんです。でも、お家としても、お母さんとの関係はまだうまく調整取れていないし、いきなり施設って言って

もねというところで、いずれ家庭復帰させたいという思いもあったので、里親さんのところに行って学校に通うのが一番いいんじゃないかということで」（児相 M）。

（5）学校に行くため

一時保護で学校に行くことが困難な場合、学校に早く行かせたいことが理由で里親委託が選択されることもあった。たとえば、以下のように語られた。「みんな早く学校行かせたいから里親っていうそういう言葉がよく出るんですけども。その中でやりくりしたケースの一つだと思います。」（児相 N）、「高校に通っていたので、保護所挟まないで...（中略）里親のうちで保護委託をして、そこからの措置」（児相 F）。

（6）ほかに行く場所がないから

実家庭、親族家庭、施設にも空きがなく、里親家庭に行くしかないだろうという場合もあった。「施設もなく親族も無理で、当然うちに帰るってところも再度チャレンジしたんですけど無理で、という中で、ずっと長期化してて、その中で選択肢として、里親という選択肢しかないだろうと、里親さんを選択したという、そんな経過です」（児相 L）と語られた。

（7）以前からつながりのある里親家庭

一方で、以前つながりのあった里親宅を選択した場合もあった。「（実）家庭との交流は続けさせたいなというところがありましたので、比較的近くがいいなというところが 1 点あったかなと思います。同じ市内となると数が限られてくる中で、このご家庭は、以前この子やこの子のきょうだいと何度も一時保護で関わってきていました。措置もあった家庭なので、そのときは短期で一旦ちょっとレスパイト的な預

かりでしたが、それで行ったことあるおうちだったので、この里親さんに一旦お願いしてみようかと、候補にあがってきた」(児相 J) と語られた。

5. マッチング・交流

(1) 半年以上のマッチング・交流

今回の調査では、マッチング・交流を、半年や7~8 か月など、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあり、以下のように語られた。「7、8 か月ですね。里親さんから乳児院に来ていただいて面会交流をしていただきました(その後、外泊等へ)」(児相 B)、「マッチングについては、半年くらいかけて行われています。お子さんにもそうやってちょっとゆっくりさが見られるので、そこの本人に合わせた養育とかケアっていうところを里親さんにしっかりと理解をしてもらうことが必要だっていうところで」(児相 D)。

(2) 数回の交流での委託

一方で、1~2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を 2 回程度行い急いでマッチングと交流を終える事例も約半数ほどあり、以下のように語られた。「里親にこの A くん状況を説明するのが 1 回。そして里親のご意向の最終的なのを聞いて、本人を連れて顔合わせに行ってどんな生活になるかなっていうのを、そのときは里母のみだったんですけれども。1 回顔合わせをして、もう 1 回里父いるときに顔合わせをして、それでもう行ってると思います」(児相 N)、「○月の初旬あたりに、里親さんにご説明をして、ご説明したその場で受けますということで○月中旬にご本人と顔合わせをする時間を作りました」(児相 L)。

上記のように、数回の交流ですぐに委託となる場合は、本調査においては、ほぼ中高生の事

例だった。その理由としては以下のように語られている。「ちょうど受験の時期もあったので、こちらマッチングは少し急ぎ足でやりました」(児相 L)、「学校にも早めに行かせたいっていうのも実際はあったかなと思います」(児相 N)。

(3) 十分な情報が里親に伝えられていない

マッチング・交流時の課題として十分な情報を里親に伝えられていないとした事例が複数あった。「あんまり、社会的養護のお子さんが里親家庭に移ったときに、どういう行動を起こす可能性があるとか、この A ちゃんが特にこういう行動になっていく可能性もあるみたいな、そういう見通しとか、そういうことについてはちょっと委託のときに、打診のときに十分お伝えはできていなかったかなっていうのは反省としてあるかなと思います」(児相 A)、「そのあたりの情報をどういうふうに里親さんは理解されてたのかなっていうのも少し気になりますね。ASD 特性というか。なかなか自分の行動を柔軟に変えられないといったところに理解が足りなかったっていうところが大きい。あとは、私達のほうも、もうちょっと細かくっていうか、わかりやすく説明できれば、違ったかなっていう反省はあります。なかなか難しいところですね、説明の仕方って」(児相 C)、「保護所にいけばアセスメントできるってものでもないですけど、保護所介さないで行ってるので、本当に単純養護の子が行きましたみたいな委託の仕方だったので、(中略)事前に、その時点で説明できるところはしてはいるものの、やっぱり後からそういう情報が出てくると里親さんとしても言われてなかったって話になりますし」(児相 O)、「マッチングの段階からその愛着の問題が大きそうだってことに気づいていけば、事前に里親さんをサポートす

るような体制が組めたかもしれない」(児相 B)。

6. 委託当初

委託当初の状況も様々に語られた。

(1) 委託当初は順調だった

まず、委託当初は特に問題がなく、順調な状況だった語りから見ていきたい。「すごく大変だ、みたいな記載は(記録には)特になくなって。お母さん(里母)もかわいってという風に」(児相 A)、「(里親が)なんてかわいい子なんだろうというか、という印象を持っていたいてたとは思いますが、本人さんも自分のことをそうやって見てくれる人には嬉しくなるので、自分から働きかけるみたいなのがあった」(児相 I)、「委託が1か所後ぐらいの報告書で、高校も休まず行って頑張っていました」(児相 O)、「最初は里父さんにべったりで、(中略)(その後)徐々になじんで、あのパパ以外にも馴染んできてるなっていうのは、訪問してた職員は感じてみたいです。(中略)半年ぐらいは順調かなと思ってて」(児相 F)。

(2) 緊張し気を使っの生活

また、中高生などの高年齢児では、委託当初は緊張していたり、気を遣って生活していたという状況も見られ、以下のように語られた。「不安もありながら行って、ちょっと緊張して慣れるのに一生懸命してるなっていう感じ」(児相 J)、「本人も(里親宅で)かなり気を遣って生活してたようなんですけど」(児相 M)。

(3) 委託当初から試し行動、素を出す

一方で、委託後早いうちから試し行動が見られる場合や、その子どもの素の部分が見えている場合もあった。たとえば、「Aさんの里祖母さん、里母のお母さんへの執着が激しくて、(中略)おばあちゃんじゃないとやだって、着

替えとか何でもおばあちゃんじゃないとやだって言ったりとか、おばあちゃんの後をつけていったっていうか、後を追って行ったり(中略)里母さんに対する反応というか、あえて里母さんの反応を見ておばあちゃんの方に行っているっていう側面の方が大きかったかなと思います」(児相 B)と里母の反応を見ながら、里祖母に執着し、里母に負担をかけるという試し行動のような様子が見られたことが語られている。また「発達特性もあって、空気を読むっていうことはすごく苦手なところがあってですね、(中略)(里親家族が)仕事の雑務をやっているときも普通にリビングでテレビ見ててゲラゲラ笑ったりとかっていうところがあって、時間とかも気にせず」(児相 K)と、発達特性の関係から、全く気遣いできない様子の子どももいた。

(4) 里親側の対応の難しさ

以下のように、里親側に当初から子どもの状態に合わせての対応が難しかったことが語られた事例もあった。「お子さんの状態に合わせて柔軟に対応するみたいなのところは、少し難しさが見られていて」(児相 D)。

7. 委託経過中

委託経過中については、長期間、問題なく経過していった場合もあった一方で、すでに不調の兆しが見えていた場合が今回の調査では多勢を占めた。

(1) 長期間、問題なく経過

長期間、問題なく経過した場合については、「そこら辺がそんなに(記録に)記載がないというか、特に困ったトラブルがないみたいです。ね。(中略)お兄ちゃんと一緒に旅行に行きましたとかそういう楽しい記憶しかなくて」(児相 A)と語られた。

(2) 不調の兆しが見えていた

すでに不調の兆しが見えていた場合の語りも多様である。語りを引用したい。「(子どもが)自分のペースを乱されることが嫌いで、そういうときには執拗に泣いたり、怒ったりするということはあって、それが委託不調の主因だったんだろうなというふうには思っています。」

(児相 C)、「(子ども本人から)里父の飲酒だったり喫煙をやめてほしいっていう話が出ていまして。」(児相 N)、「本人が部屋の中にいても、挨拶をしないとか、おはようって言ってこないとか、そういう小さな積み重ねが里母の方はイライラにはなっていたようで」(児相 L)、「寝言が大きいっていうのが、すごく。あとその B くん(里親宅に先に委託されていた子ども)が、今まで一時保護とかショートステイでお願いしたときは、下のお子さんも受け入れてくれてた、お兄ちゃんとしてっていうのはあったんですけど、この子(A さん)に関しては、受け入れが良くないっていう話を聞いて、それはやきもちなのかっていうのもあるけど、なんかそこに、里父さんもこの子に関しては受け入れが良くなってっていうのを里母さんから聞いていく中で、そこは思ってたところと違うところでした。夜中大きな声が出るっていうので、なかなか眠れない。特に里父さんが眠れないと、次の仕事に支障が出るから、その間に戻った里母さんがちょっと困っているっていうような状況が少しずつ。それは大変だろうなっていうのが、うち(児相)が想像していたところとちょっと違ってたところでしたね」(児相 E)。

8. 養育不調に気付いたとき

前項や前々項で既述した児相職員が委託当初から引っかかっていた里親の様子に変化が現れなかった場合や、あるいは委託経過中から

の里親宅が気に入らないという子どもの訴えをずっと継続して言い続けた場合は、「養育不調に気づいたとき」という決定的な瞬間はないものの、当初から不調や心配があったと考えられる。「養育不調に気付いたとき」として語られたのは以下のとおりである。

(1) 里親からの訴え

インタビュー協力者が養育不調に気付いたのは、一つには、里親からの「もうみれない」「一緒にいられない」といった訴えがあった場合だった。この場合には、以下のように語られている。「里親さんの方から『もう見れない』という話があって」(児相 B)、「レスパイトケアの受け渡しをするために乳児院の職員さんと会ったときに涙流されて、負担感を訴えるようなことが出てきていて、あの様子思ってた以上に大変かなっていう話も(乳児院から)いただいた」(児相 C)、「『この子を預かり続けるのは難しい。今すぐじゃなくてもいいけど、措置変えをしてほしい』と」(児相 F)。

(2) 児相職員の気づき

一方で、児相職員が、里親とのかかわりの中で、養育不調が少しずつ始まっているのに気付いた場合もあり、以下のように語られた。「『嘘つかれたんですけど』って言って。学校からなかなか帰ってこないっていう日があって、(中略)『全然帰ってこなくてどうしたらいいですか』みたいな形で、学校に連絡したり、児相に連絡してくれたりしたことがあったんですけど、結局は友達とカラオケに行ってたって話だったんですよ。『なんでそんなことしたの』みたいなところから始まって、『嘘をついた』というところで、里親さんの納得いかないわだかまりがちょっと生まれ始めて」(児相 M)。

(3) 子どもの家出

子どもが里親宅から家出した場合もあり、以下のように語られた。「本人が家出をしちゃった。(中略) 里親さんは普通に出勤をして、次男さんが家にいたんですけども、鍵を持って自転車で出てってしまったと。そういう突発的な動きもとっちゃうお子さんだったみたいです。その日は結局、自転車でわざわざこっち(児相)まで来たんですよ」(児相 K)。「実際は〇月〇日に家(実家庭)に戻っちゃったんですよ。要するに何度も何度も家(実家庭)に帰って。」(児相 P)。

9. 養育不調が共有されたとき

養育不調が児相側と里親の両方で共有された時は、本調査においては、既述の「8. 養育不調に気付いたとき」とほぼ同時であることが多かった。養育不調に児相としては気づいていたが、里親から改まって申し出があり、両者において共有されたという場合については「(不調状況にあることがわかって)しばらく(中略) ...10日ぐらいしたところで里親さんから、『〇月末で委託を解除してください』っていうのが、フォスタリング機関さんの方に」(児相 K)と語られた。

10. 委託解除までの期間中

既述したが、里親から「もう無理」など委託解除の申し出があった場合には、訴えがありすぐ措置解除した場合と、何らかの支援や養育不調を改善しようとする動きがある場合があった。

(1) 訴えがあつてすぐ解除

訴えがあり、すぐ措置解除した場合には以下の語りがあつた。「(実子の?) 次女さんはもう怒り狂って、里母さんに『(委託された子どもが) いつまでもいて生活できるのか』みたいな話をされて、里親さんもしんどくなって『こん

な状態でもう大変なんや』っていうのをこちらにも言ってきてくれはったんです。で、もう中学3年生で受験期に入ってたので、ここ(里親宅)で生活して高校受験っていうのもしんどいってというのは思っていたので、早めの措置変更で生活に慣れて、受験に挑んでもらいたいという理由で、措置変更の話を里母さんにさせてもらいました」(児相 J)。

(2) 過去に持ち直した経験のある事例

何らかの支援や養育不調を改善しようとする動きがあつた場合でも、本調査の性格上、すべて措置解除となっているが、過去に数か月から数年持ち直した経験をしている場合と、修復が難しく結局措置解除となった場合があつた。

数か月から数年かけて持ち直した場合は以下のように語られている。「一時保護した後ちょっと落ち着いたんですが(中略) 1週間だけ(一時保護で)レスパイトして、それでもう1回うちに帰ってどうかというところで、お父さんお母さんの養育をしていけるかどうかの気持ちも『養育していきます』というお話だったので。特に措置変更はせずに、では頑張りましょうと踏ん張ってもらいました。」(児相 A)。

(3) 修復が難しく措置解除

修復が難しく結局措置解除となった場合は、以下のように語られた。「まず詳細を聞かせてくださいということで、里親さんと(里親の)ご長男にお時間を作っていただいてお話をすることと、改めて本人の特性などをご理解いただくためにまず面接をさせてくださいということが一つ対応したところかなと思います。(中略)(お話を伺った結果)こちら(当該里親宅)にお願いすることが子どもの権利(に照らして)、適切な場所ではないという判断を児相としてはして、(その2日後)措置を

解除しているという状況です。」(児相 K)、「一時保護をして3週間ほど経ったところで、乳児院の方と一緒に自宅を伺ったんですけど、やっぱりわーって泣いちゃったときに怒って物を投げるとか、あるいは自分の頭ぶつけようとするとか、そういった行動があったことを思うと、それにどう対応していいかわからないというようなお気持ちだったりとか、里母さんの大人の事情的な、ご親族のくだりであったりとか、正直、努力で何かできることじゃないということもあって、(子どものために)頑張ってあげたいという思いもあるけれど、実際に何か変えて受け入れをし直すために整えられたと言えるものもないので、もう1回受け入れることはできないというようなお話がありました。」(児相 C)、「一旦『無理だ』と言われて、『いや、でも高校受験終わるまでは』と言ってのばしてもらって、受験が終わって、さらに1週間ののばしてもらったと思います。『きりのいいところで』というよく分からない説明をして、ちょっとでものぼそうとして」(児相 M)。

(4) 児相が里親子の仲介をして話し合い

さらに、児相が里親と子どもの間に入り修復を試みるも、その努力が報われなかった場合もあった。以下のように語られている。「委託してから半年経ったので『振り返りをしましょう』ということで。で、こちらの目的としては『一度お互いの困り感を出してもらって一緒に話し合いましょう』という形でいったんですが、それが火に油を注ぐような形になってしまい。朝、Aくんには、事前に目的を伝えて。ただ、定期的な面接の中でもかなり本人、感情が昂ると言葉が強くなっていて。あの人たちは『里親に向かない』『なんで里親なんかやってるのかわからないような人たちだ』とか、結構辛辣なことを言うんです。なので話し合う場を設ける

けれども、言葉には気を付けるようにっていうことは事前に伝えていて。で、本人も、『目の前にしたらそんな言いませんよ』みたいなことを言ってたにもかかわらず、いざ蓋を開けてみたら『(里親宅が)ものすごい汚い』とか、『家がおかしい』みたいな、すごい言いようをしてしまっ。里親さんからしてみると、特に里母さんの方が思いを持って頑張ってるやられてたので、かなり傷ついただろうなっていう発言が多かったです。で、その場では里父の方も、ちょっと苦笑いしながら受け流すっていうような感じではあったんですが」(児相 N)。

(5) 解除後の家庭復帰

委託解除後に家庭復帰することになった事例もあり、そこでは以下のように語られた。「家庭復帰ができなくなったり会えなくなったりするのは、『良くないね』というところで、しっかり整えてもらっておうちに帰るっていうのを進めましょうとなりました。(中略)そういう方向になりますってなったときに、里親さんは、(実)家に帰すために、しっかり自分ができることはしてくださるってことで。実母さん自身が知的(障害)なので準備整えたりとか、学校のやり取りとか、説明会を聞いて理解するとか、難しいところは里親さんが行ってくださって、お母さんがわかるようにとか、準備するものはちゃんと準備してくださったりとか、そっちの方向でしっかりサポートはしてくれました」(児相 E)。

11. 委託解除時

(1) 幼児への説明

委託解除時の様子としては、幼児の場合は、以下の語りに見られるような説明がなされていた。「でも(子どもは)理解があんまり(できていない)なので、『今は、お母さん(里母)

とこにいるけども、ママ（実母）のところにお泊りして、おうちに帰るよ』ぐらいの説明なんですけど、多分わかったというような感じですね。」（児相 E）、「委託解除するときは『（里親宅の）おじいちゃんおばあちゃんが具合が悪くて、里親さんのうちではもう生活ができなくなってしまったから別のところで生活するんだよ』っていうふうな話をしています」（児相 B）、「『しばらくお泊まりだよ』と、まず里母さんから言っていたいて、お子さんは、『うん分かった』みたいな感じで、『じゃあね』みたいに非常にさらっと受け入れて、私たちと一緒に移送の車に乗っていきました」（児相 C）。

（2）淡々と受け止める（中高生）

中高生の場合、児相職員が子どもに告知した時の子どもの反応として、以下のように語られている。まず、子ども本人が淡々と受け止めていたという語りから見ていこう。「それが、本人はすごく淡々としていたんです。『里母さんがイライラしたりしてる部分は、感じていた』というふうには言っていました。その辺もあって、『これ以上難しいので、再度一時保護所に来てください』って形で私が告知をして移動したんですが、すごく淡々としていまして、『わかりました』というだけでしたね。」「『そうなる（措置解除になる）だろうなと思ってました』みたいなこと（を A さんが言っていたということ）は記録にあった」（児相 L）。

（3）お別れの儀式（中高生）

次に、里母から里親宅にいられなくなった事情を説明してもらったり、お別れの挨拶をしてもらったりするという場合もあった。「里母さんから話してもらったんです。里親さんも『これを伝えたいんです、本人に』っていう強い思いがあって。でも、『余計なこと言わないでく

ださいね』って、『今後の話をしなくていいですよ』とか、『マイナスの話しなくていいですよ』とかっていう話はしたんだけど。でも、里母さんとしては、『自分たちの努力が足りなかった』という話をまずされていて、『コミュニケーションをもっととって、お互いにもっとわかり合えて生活したかったけど、そこがちょっと自分たちの力不足でごめんね』って話をされて、ただ、『高校受験もあったからそこは頑張ってたかったんだよね』とか、あとは『生活のこのルールみたいなところも守ってほしかったよ』っていう話をして。でも、『体の調子もおかしくなり、これ以上一緒に生活するのが難しくなっちゃって、って、児相に相談したんだ』と A さんに言ってもらって、ちょっと一旦はけてもらって。児相のほうから A さんに、『こういう事情があってね』って、『本当は〇月の末まで里親さんのお家でっていう話だったけど、これ以上は体のこともあるし、難しいんだよ、申し訳ないけれども一旦引き上げ。ちょっと家庭復帰に向けて、また調整していこう』っていう話をしたときに、『今聞いてどう思う』っていう話をしたら、『自分もたぶん悪いところあった』っていうのは（話していた）。『里親さんに伝えたいことってあったりするの？』って言ったら、『ありがとうございました』とは言っていました」（児相 M）。「最後まで里母さんはすごく思いを持ってやられてはいました。最後お別れの挨拶っていうのも（中略）お願いをしたのですが、もうずっと終始泣いて、本当に謝って、『本当に一緒に暮らせずに、やりきれず申し訳なかった』っていう話をされていました。で、『自分の伝えたいことが詰まった絵本があるから』っていうので、本人に渡して。で、里親さん宅からそのまま施設に行くタクシーの中で、（中略）本人も、（もらった絵本を）パラパラ見ながら、『これが本当に伝えたかったこ

となんだよね』っていうのは一言出て。そこは本人、前のおうち（実家庭）では『あなたが悪い、もう出ていきなさい』で終わったのが、まあ今回はまだ...まだ救いはちょっとだけあったかな。『本当にあなたと暮らしたかったんだよ』で、『これからも頑張ってるね』っていう、そこは繋がって終わったのかなとは思いますが」（児相 N）。

12. 委託解除後

（1）振り返り（中高生）

中高生の場合には、委託解除後に、児相職員と子どもとの振り返りが行われることがあった。その際のやり取りとして、以下のように語られている。「後日、面接をする中で、もちろん振り返りもしたんですけど、そこで言葉は結局語らなかつたんですけど、涙を流してたんですね。（中略）本人の中でも〇月のちょうど里父母さんが『もう無理だ』って言ってた頃は卒業式の時期でもあって、中学校の卒業式は里母さんも行ってくれて、本人も里父母に対して感謝の手紙を書いたりしていた。その手紙には『これからもお世話になりたいです』みたいなことを書いていたんですよ、実は。〇月の中旬で、もうまもなく解除っていう前だったんですけど。本人の中では、里母さんがイライラしてるとかは感じていたんだけど、まさか生活ができなくなるとは思ってたかと思うんです。こんな急に生活ができなくなると、そこから高校に通うつもりでは当然だったので」

（児相 L）。『最初はせいせいしたとか、あの里親がおかしかったんだ』っていう話はするんですけど。ポロっと『自分が悪かったんじゃないか』っていう、『（実家庭の時と）また同じこと繰り返しちゃったね』っていう。だから、それは『私たちとしてはそう考えていない』っていう話で、『今回のことも里親さんに言われた

からではなくて、あなたが今まで苦しんだ思いが、まったく同じことが繰り返されてしまっているから、私たちはこういう判断をしたから、あなたのためにやった、里親のためではない』っていうことは何度も繰り返し伝えました。そうですね。それはしつこく言ったので、『わかった、わかった』みたいな感じにはなってましたかね」（児相 N）。

（2）措置解除後、好転した場合

子どもの措置解除後の状態が、好転した場合には以下の語りがあった。「乳児院で一時保護をしてもらって（中略）一時保護委託っていう形で次の委託に 2、3 週間お願いして、そのまま流れで措置に切り替えたっていうような形になっています（中略）そこに来てからは、割とお子さんのペースに合わせて。よく言えばおおらかな方なんです。生活を制限するとか、スケジュールを制限するとかっていうのは、何か大枠は決めてあるけれど、っていうのと、これまでの経過を踏まえて、結構自分のペースを乱されたとか、納得いくまでやれてないと感情的になるお子さんなんですっていう話は承知されていてっていうところもあって、そのことに関してはそこまで困り感として上がってくることもない」（児相 C）。「児相もまだサポートは続いていて、児相とあと区役所も入ってもらって、子ども家庭センターが今年からなんですけど、しっかり入ってもらって、サポートは継続してやっています。今もお母さんと病院に行くときとかにはケースワーカーも同席したりとか」（児相 E）。

（3）措置解除後、よくならなかった

子どもの状態が結局よくななかった場合には以下の語りがあった。「本人もやっぱりそれでも、学校も大変で、やっぱり暴れてしまっ

たりとかするのは変わらない。で、今まで支援級にも行ってたんですけども、その障害児施設に移っているの、やっぱりそのなんで自分がここでっていうところも多少はあると思うんですね。なのでその葛藤の中でやっぱり学校でも落ち着かなさで、午前中でどうしても学校で見れないから施設の方に戻ってきたりとかっていうのも今もあるみたいです」(児相 H)。

(4) 措置解除後の里親

里親のその後については、以下のように語られている。「ものすごく気にしてくださって、『解除があった後もおいでって言うていいのか』みたいなんを、僕(担当児童福祉司)は嫌われてるので、別の心理に聞いたりとか、Aさんとも LINE 交換してはるみたいなので、今でもやり取りがあるってのは施設の方から、聞いてたことがあります」(児相 J)。「(里親は)『やっぱり自分のところでしっかり見れたらよかったんだけど』っていうのは言っていました」(児相 E)。

また、その後も複数の子どもを預かっている里親もいた。また、委託解除後の里親のケアについて以下の語りもあった。「里親さんは、振り返りをちゃんとすると、なるべく早く次の委託を、あなたは駄目だったんじゃない。(駄目だった人はもう駄目なんですけども、本当に次の委託を考えられないこともある。) そうじゃなくてマッチングの問題だったり、(そのほか支援者側の)問題のときには、次の委託、一時保護委託だったりショート(ステイ)でもいいから、次の委託をすぐ用意してあげるっていうのは、自分が駄目だったんじゃないんだ、ちゃんと認めてもらったんだっていうところの証になるのかなっていうふうには思うから。ちゃんとお礼するとか、振り返りをするとか、

そういうのも大事なかなと思います」(児相 E)。

13. 養育不調予防のために望むこと

(1) 児相・里親支援センター等の支援

児相の寄り添うような伴走支援について語られた。「1人で頑張らなくていいんだよ、一緒に支援して、こっちはお願いしてる立場なので、相談所がお願いしてる子なのでぜひ一緒に考えさせてくださいっていうところがもっと伝わればよかったのかなと。任せきりにしてるつもりはなかったけれども、そう思わせてしまったんじゃないかなとか」(児相 A)。「里親さんはそこ(は施設と)違うよって、ちゃんと伴走して、丁寧にやらないと最終的にはお子さんに反映するからっていうところを、(児童福祉司に)理解してもらうのは、まだまだ時間がかっちゃうかなっていうところは、こちらの内部の課題というか個人的に思ってる宿題だなっていうふうに思う」(児相 H)。

さらに、里親が子どもの養育に専念できるような環境づくりの重要性についても語られた。「里親家庭の中で子どもと里親の関係を作るところに注力はしてほしいので、何か他の煩雑なことっていうんですかね、何かたとえば保健証問題とか住所問題とか、里親がなんかいろいろ考えることが、生活の中以外でも多いんじゃないかなと思ってて。いろんな手続きが(ありすぎるため)いちいち面倒くさいとか、そういうのが少し整理されると里親さんも児相もいいのかな、と思う。特に実家庭との交流も増えてきてる中なので」(児相 F)。

その他にも、里親の家族の介護の問題等が出た時に「ご実家の方に気をもむ部分が減るようなそういう広い意味でのサービスだったり」(児相 C)と子どもの養育以外の部分をサポートできるような資源の利用が必要であることが語られた。

(2) 社会資源の利用、関係機関との連携

保育園の利用や里親会等の里親同士のつながりを考えられれば良かったとする語りもあった。「当初保育園は利用してなかったですけども委託と同時に園を利用したりとか」（児相 B）。「里親さん同士の輪の中でちょっと支援してもらおうような方法もあったのかなと思います」（児相 B）。

また、フォスタリング機関との連携の重要さがうかがえる語りもあった。「不調になった後の児相の対応への不満やったりとかはフォスタリングにいわはる。でもそれも『訪問行って、吐き出してもらってください』って、こっち（児相）からフォスタリングにお願いしたりとかなので」（児相 E）。

さらに、学校との連携がカギとなった事例もあった。「里母含め学校とかにもっと『こういうのはどうですか』っていう協力を得るようなことができればよかったのかなとも思いますし、なかなかこの反抗期の出し方が、おそらく里母の予想をはるかに超える激しいものだったと思うので」（児相 A）。

(3) 中学生への支援

中学生の場合には、委託当初からの枠組みを子どもに提示する提案がなされた。「最初から里親さんのところに来たときの枠組みですとか、ルール作りですとか、それを最初から示しておくことが大事なんだろうなって、ちょっと思ってた（中略）里親さんとしては、最初は『温かくなるべく見守ってあげよう』っていうスタンスで臨んでくださって、でも、だんだん我慢できないことが蓄積されて、ルール化していった。でも、その時点では、もう子どもは今さらそれを修正はなかなかきかないのかなと。ルールで縛るのは、最善ではないとは思

うですけども、最低限のところをきちんと決めて、またそれが実行できているかを里親さん任せではなくて、我々職員もどうかなってというのは確認に入って。お子さんができてないところがあれば、そこは子ども担当のほうから指導して、里親さんが言い過ぎてるところがあれば、私達のほうで、そこまでは求めないでくださいですとか、子どもに期待しすぎないようにっていうのも、やっぱりわかっていただかないといけないかなと」（児相 M）。

中学生が活用できる資源の少なさについても語りがあった。「土日が過ごし方、たぶん難しかったらうなって思うんですよ。塾も行かないし、部活もやってないし。何か子どもの居場所があれば、もうちょっと誘い方とか、あったかなとか。そうすれば、（子どもが外に）出てくれば里親さんたちの息抜きにもなるし、そんな場所があるとよかったかなと思う」（児相 M）。

(4) 発達特性の理解を促す研修

発達特性に関する研修を行うことで、里親の理解を深めてもらうという提案もあった。「たとえば、このケースに限らず、発達特性、こういう傾向っていうのは、こういうことを言いますよ。ケースによって全然細かいとは変わるけど、こういうことを言いますよ、みたいなところも、何か研修じゃないレクチャーみたいなのがあっても、もしかしたらいいのかなとか」（児相 K）。

(5) 振り返りシート

不調による措置解除が生じた後に、関係者で振り返り、誰かを責めるのではなく、振り返ることにより次に活かせるようなシートがあるといいという提案があった。「なんでこの不調が起こっちゃったのかを振り返り、チェックで

きる機能があるといいと考えている。それを次に生かす判断材料になるようなシートみたいなものがあると地域ごとに落としていけるのではないか」(児相 H)。

(6) アセスメントとマッチングの重要性

特に里親担当の児童福祉司からは、アセスメントやマッチングの重要性を考えずに、「とりあえず里親」となってしまうことの危険性についての語りや、子ども側も里親側もアセスメントが重要であるとの語りが、あった。「いろんな場合に『とりあえず里親』とあがってることがある。性虐で、28条で、親が反社で、特性がバリバリある子。『これ失敗しちゃうぞ(不調になるぞ)』と思うが、ワーカーもいい里親を基準に考えてしまう。誰でもやれる里親もいれば、ここ苦手という里親もいる、というところを理解してほしい」(児相 H)。「私は里親系の立場なので、子どものケースワーカーとは違うと思うんですけど、私の立場からすると、子どもへのアセスメント力をもっと高めていくっていうのが大事なのかなと思います。それにも基づいて私達は里親さん側のアセスメントをしてるから、そこをマッチさせるってことをしていかないといけないんだけど、そこが弱いと不調になる」(児相 E)。

さらに、マッチングが何よりも重要であることが語られた。「里親さんの価値観で、その子は悪くないんだけど、本当に価値観でうまくいかなかったっていうことも、でもそれって本当にわずかです。一番は何よりマッチングだと思います。マッチングが、マッチングと支援がうまく行き届かなかったからってことにはなる」(児相 E)。

D. 考察

調査協力児相の事前質問紙から明らかにな

ったのは、いずれの児相でも複数体制で里親家庭への支援にあたっており、そのほとんどが何らかの資格保持者ということである。ただし、その経験年数には差があり、職員研修に関しては、あまり積極的な回答は得られなかった。さらに、研修の対象者としては、里親家庭にかかわる職員のみを対象としているものがほとんどだった。児相内の全職員を対象にしている研修の回答は1か所のみであり、所内の全職員を対象にした研修の開催が必要だと考えられる。C.13. (7) の児相 H や児相 E の語りにあるように、児相で里親に委託される子どもを選定していく過程(マッチング過程)では、里親家庭にかかわる職員と子どもの担当となる職員との里親家庭に対する温度差や理解の差が、のちの里親と子どもの不調を引き起こすほどの影響を与えることになる。そうしたことを避けるためにも、全職員に里親家庭についての理解を深めてもらうことが重要だと考える。

1. 委託時点の里親の状況

「(1) 里親家庭の概況」をみると不調による措置解除を経験した里親家庭の状況は多岐にわたっていた。年齢は40代~60代と幅広く、共働きの家庭もあれば、里母が専業主婦の家庭もあった。実子のない家庭もあったが、実子がいる家庭も多かった。受託人数が0人で全く子どもとかかわった経験のない家庭がある一方で、福祉関係の仕事などで社会的養護を体感として理解している家庭まで様々だった。そうしたことを鑑みると、どのような里親家庭であっても、不調による措置変更を経験する可能性はゼロではないということが言える。

「(2) 委託の状況」からは、里親の希望とは異なる年齢の子どもが委託されていた状況が明らかとなった。里親側もえり好みによる希望ではなく、自分の家庭の状況(児相 L で言えば

実子の年齢）と照らし合わせて、希望していることが多いと考えられる。そうであれば、里親の希望と異なる子どもを委託することで、どのようなことが生じる可能性があり、そのためにはどのような支援が必要なのかを児相側でも慎重に検討する必要がある。里親の希望とは異なるからと言って、必ずしも不調になるというわけではなく、順調に経過していくことも多々あると思われるが、里親の希望を「ただの希望」と解釈するのではなく、里親自身が自分の家庭を自らアセスメントした結果と捉え、検討していく必要があるのではないだろうか。

また里親家庭の実子や里父と委託されている子どもの関係性の悪化により、里母に多大な負担がかかったために、措置解除となった事例があったことは、主に養育する人だけでなく、同居の家族のアセスメントや理解の必要性が改めて浮き彫りになったと言えよう。

とはいえ、今回の調査において特筆すべきは、対象家庭のいくつかには成人した実子があり、そのうち3家庭で、成人した実子が不調による措置解除の要因となったことである。今回の調査では、同居していない事例、離婚による里帰り途中で同居することになった事例、最初から同居しており里親と一緒に委託児を受け入れた事例があった。実子に関しては、委託された子どもと一緒に育つ実子についての研究は少数ながらも認められるが（山本 2019）²、成人した実子が自分自身の親が里親になることをどのように経験し、どのように感じるのか、また成人した実子が委託された子どもに与える影響についての研究は、管見の限り見当たらない。児相としても、同居の実子については、従来から、ある程度配慮していたかもしれないが、別居している実子に対しては、全国的にも了解の有無の確認程度が、ほとんどではないだろうか。

今回の調査で、明らかになった成人した実子が委託に及ぼす影響については、本調査研究で初めて得られた知見である。本調査研究においては、少なくとも同居の実子には成人していたとしても、研修を受講してもらう必要があること、また別居の実子にも目配りする必要性があることが示唆された。成人した実子については、研究を蓄積していく必要があり、今後の課題である。

2. 委託時点のAさんの状況

今回の調査では、Aさんの年齢や状況は多岐にわたっていた。ただし、委託期間は、2年以内が13件でそれ以上が3件であり、2年以内に措置解除となった比較的短期間での委託が多かった。また、フォスタリング機関からの継続的支援は、ありが10件、なしが6件だった。少数のインタビュー調査であるため、一般化はできないが、里親委託の不調のリスクが高まる時期は委託の初期であり、この時期にフォスタリング機関などの民間の支援機関からのサポートがないことは不調のリスクが懸念される結果となった。

何らかの障害や虐待が背景にあることは今回の調査対象となった子どもに共通しており、少なくとも今回の調査からは、何らかの育てにくさをもった子どもが不調になっていたといえるだろう。委託時点では発達検査などを行わないまま委託していた場合もあったが、養育の参考となる情報の一つと考えれば、子どもの発達検査等の実施やその内容に関する丁寧なフィードバックを行うことは必須と思われる。

3. 委託時点の実親の状況

委託時点の実親の状況は、当然ながら多岐にわたっている。そして、それは子どもの人格形成に大きな影響を及ぼしていることを鑑みれ

ば、子どもの養育に必要なできる限りの情報は里親にも共有すべきだと考えられる。具体的には、たとえば、実親の疾患等の遺伝的な情報、また子どもがなぜこういった行動をとるのかという子ども理解にかかわる部分である。

4. 措置先の選定

措置先の選定に関しては「(1) 実祖父母からの希望」、「(2) フォスタリング機関の強い希望」、「(3) 子どもが同じ地域で暮らせる配慮」、「(4) 受験のため」、「(5) 学校に行くため」、「(6) ほかに行く場所がないから」、「(7) 以前からつながりのある里親家庭」など様々に語られた。子どもの現況と照らし合わせて、家庭養育が必要であることから選定された場合もあり、それでも不調となることがあることも分かった。

しかし、学校に行くため、あるいは、他に行く場所がないといった理由から、里親家庭が選定された場合もあり、やや乱暴な理由から里親家庭が選ばれることがあることも明らかになった。ここしかない、という理由での選定は、不調になる可能性を多分に含んでいるということは、C.13. (7) の児相 H や児相 E の語りからも看取できる。「ほかにないから」選定することは、不調による措置解除のリスクを高める可能性がある。

5. マッチング・交流

今回の調査では、マッチング・交流を、半年や7~8 か月など、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった一方で、1~2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を2 回程度行うことで、マッチングと交流を終える事例も約半数ほどあった。特にわずかな交流を経て委託となる場合は、本調査においては中高生が主だった。中高生の場合、学校に行かせてあげたい、受験があるといった、本人の希望や状

況が、交流を急がせることにもなる。また、中高生は里親が手をかけることが少ない(身边自立している)ことから、短い交流でもよいと思われるのかもしれない。しかしながら、中高生は、乳幼児以上に長い人生を生きてきており、家庭で里親との生活を始めるときに、乳幼児以上にお互いの文化や歴史の摩擦が起こりやすいとは考えられないだろうか。今回の調査結果は、中高生の委託については、乳幼児の委託以上に慎重に考える必要性を示唆している。

また、今回の調査で明らかになった重要な点として、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えられていなかったことがある (C.5 (3))。また、児童相談所による子ども・里親双方のアセスメント不足も指摘されていた。アセスメントの不足はマッチングの失敗を引き起こし、マッチングの失敗は里親子関係の不調と不調による措置解除を生じさせる。C.5 (3) で見る以外にも、情報の共有とマッチングに課題があると認められた事例は 13 件あった。

6. 委託当初

児相 A・I・O・F に見られるように、委託当初は順調だった場合、また中高生などは緊張し気を使っでの生活があった状況 (児相 J・M) が語られた。

一方で、児相 B・K に見るように委託当初から試し行動があったり、子どもが素を出したことで、里親が負担を感じてしまった事例や、児相側が里親の養育に不安を感じるような事例もあった。委託当初の里親の負担感の軽減と里親子の関係性をスムーズに築くために、家庭訪問などがあることを考えると、当初から児童相談所もしくはフォスタリング機関による関わりや支援を増やせるとよかったように思われる。

また、「13.養育不調予防のために望むこと」

でも後述するが、この時期、中高生の委託においては、委託当初から枠を決めてはどうかと提案があった。中高生については、ある程度の枠組み、ルールを決めておき、最初に確認することが、子どもにとっても里親にとっても効果的である可能性は高いと考えられた。

7. 委託経過中

今回の調査では、委託経過中に不調の兆しが見えていた事例が多かった。里親から、子どもの状態に対する訴えがあった場合もあったが、子どもから里親への不満が訴えられることもあった。また主に養育している里母ではなく、先に委託されていた子どもや里父からの訴えが里母にあり、里母が消耗していく事例もあった。児相 E からは、児相が予測していないことでの訴えがあったことに言及があった。このことは、児相が予測しうるリスクであれば、リスクを回避したり乗り越えるための支援を準備できるが、予測しえないリスクが襲った場合には支援が難しいことを意味している。そうであれば、児相は前もって、考えうるリスクを予想し、アセスメントし、支援を準備しておく必要があるということだろう。

また、「13.養育不調予防のために望むこと」で詳述するが、児相や里親家庭を支援する機関の伴走型の支援や、社会資源の活用、学校やその他の関係機関との連携がこの時期には重要であると考えられる。

さらに、中高生については、資源が足りていない様子も語られた。中高生が活用できる資源については、早急に整えていく必要があると考えられた。

8. 養育不調に気付いたとき

養育不調に気づいたときには、「(1) 里親からの訴え」があった場合、「(2) 児相職員の気

づき」があった場合、「(3) 子どもの家出」の児相 K のような場合にも里親にはショックとダメージがあり、児相 P の語りのように何度も(実)家庭に戻ってしまう場合には、里親も児相もなすすべがなくなってしまう。

また、児相職員が気付いた場合には、少しの猶予が生まれるが、里親からの訴えがあった場合は、すでに支援するには時が遅く、訴えがそのまま措置解除の要求となった。今回の調査は、調査の性格上、すべて措置解除となっているが、児相職員の気づきによってリスクを予想できれば、猶予が生まれ、支援を準備することもできるだろう。児相に限らず、フォostリング機関や里親支援センターなどの機関とも連携し、アセスメントし、養育不調の兆しに少しでも早く気付くことが重要だと考えられる。

9. 養育不調が共有されたとき

本調査においては、養育不調の共有は前節とほぼ同義だったが、児相 K の語りに見るように10日くらいの余裕が生まれることもあるようだ。繰り返しになるが、こうした猶予を有効に使い支援をする必要があるだろう。

10. 委託解除までの期間中

訴えがあつてすぐに措置解除となった場合には児相 J の語りに見られるように、里親の状況だけでなく、子どもの受験などの状況も鑑みて解除を決めた事例があった。

委託解除までの期間中には、何とか養育不調を改善しようとする動きがみられ、児相 A の語りに見られるように、それが功を奏し、数か月から数年持ち直した事例も見受けられた。

一方で、修復が難しく措置解除となった場合は、児相がいろいろと提案するが、里親家庭のほうは、委託された子どもとはこれ以上は一緒にいられないとすでに決めていた。また児相が

里親子の関係に介入して話し合いを行うも、残念がらうまういかなかった。里親子関係の不調による措置解除の場合、養育不調に気づき共有された後の段階では、修復が望めない可能性が多いことが示唆された。

児相 E では、解除後、家庭復帰することで、子どもと実親の環境を里親とともに整えていく様子が語られた。そのような場合には、里親自身が、養育不調となったこどもの委託を、前向きに捉えなおす機会となるのではないかと思われた。

11. 委託解除時

委託解除時には、幼児の場合も説明が行われていたが（児相 E・B）、児相 C の語りなどを見ると理解できたのか否かについては、わからない。

一方で、中高生は、児相 L の語りを見るように淡々と自分なりに受け止めていたり、児相 M や N に見るようにお別れの儀式を経て、少し前向きになれたようにも思われる事例もあった。児相 M や L の語りを見ると、少なからず、子どもにとっても思うところはあるように見え、中高生に限らず、幼児や学童期であっても、お別れの時に里親と子どもが振り返る時間も必要だと考えられる。

12. 委託解除後

委託解除後は中高生の場合は、児相 L・N の語りに見られるように振り返りを重要視している児相もあった。中高生に限らず、振り返ることは重要であり、里親家庭での経験を子どもの将来につなげていくためにどの年代でも行う必要があると考えられる。

里親子関係の不調による措置解除後、かえって状況が好転した場合もあったが、うまくいかなかった場合もあった。

また、措置解除後の里親も子どものことを心配していた様子も見られた（児相 J・E）。措置解除後の里親についても、児相 E の語りからは、振り返りが重要であること、また可能であれば次の委託をすることで、里親だけの責任ではないことを示すことも重要であることが示唆された。

措置解除後は、子どものケアの連続性の確保のために、可能であれば、子どもと里親の交流を継続することが望まれる。不調による措置解除の場合、関係の継続は困難であることも多くあるとは考えられるが、検討の余地はあるだろう。

13. 養育不調予防のために望むこと

（1）児相・里親支援センター等の支援

児相 A や H からは、児相の寄り添うような伴走型支援について語られ、従来から指摘されているように伴走型支援（たとえば、兼井 2007）³が、改めて重要な点であることが強調された。

（2）社会資源の利用、関係機関との連携

児相 B・E・A の語りにあるように、保育園の利用や里親会等の資源、学校との連携は必須であろう。里親に委託されている子どもが直接かかわる資源との連携は欠かせない。

さらに、児相 C や F の語りからは、煩雑な手続きや余計な手間がかかるもの、また里親家族の介護の問題等に言及があり、支援してそれらを解消することで、里親が子どもの養育にのみ、専念していくことができるような環境づくりへの言及もあった。これまで、手続きが大変だったり、市役所の中をたらい回しにされる里親の様子など先行研究で指摘されており（たとえば、三輪・大日 2018）⁴、地域によっては、フォスティング機関や児相が市役所などに行

く里親に同行したり、銀行には事前に一報入れるなどする地域もある。しかし、里親の親の介護や実子の習い事の送り迎えなど、里親家族の事情については、里親家族の問題として語られるのみで、それをサポートしていくことの重要性についてはあまり語られてこなかった(ただし、宮島(2011)⁵や河野(2017)⁶では言及されている)。しかし、今回の調査で、児相 C や F から語られたように、従来は里親家族の問題とされていたことかもしれないが、たとえば里親の親の介護については、里親を支援する機関が必要なサービスと連携することで里親の負担を軽減し、子どもの養育に重点を置く生活を送ってもらうための環境づくりは重要であろう。今回の事例のように、そうした家族の細かなことが重なったことによって措置解除となる事例は、周囲の環境次第で里親の負担を解消し、里親からの子どもの支援を継続できる。そうであるならば、里親家庭の周囲の環境に働きかけていく視点も重要であると考ええる。

(3) 中高生への支援

本調査においては、中高生の委託があった場合、委託当初から枠を決めておく必要性が提示された。

また、委託された中高生への資源の少なさが示された。児相 M の指摘からは、部活をやらない子どもについて語られ、中高生になってから委託された場合に、お互いに一息つける場が必要であることが語られた。子どもにとっても里親にとっても必要な場であり、また今回は部活をやらない子どもの例ではあったが、たとえば不登校の子どもの場合もあるだろう。一般的にも中高生が利用できる資源が少ないことを考えると、中高生が活用できる資源はもっと必要であると考えられる。

(4) 発達特性の理解を促す研修

児相 K の語りにあるように、里親に、発達特性に関する研修を行うことで、里親の理解を深めてもらうという提案もあった。児相 K から語られたように、里親と児相職員の子どもの見る視点や子ども理解に温度差があることは想像には難くない。社会的養護や子どもの発達特性に関する知識も異なる。子どもの委託前にそうした情報のすり合わせを行うことは大切だが、子ども理解については、可能であれば、里親に登録する前の段階で、個別面談や研修で里親に知っておいてもらいたいとも考える。さらに、児相 K から提案があったように、里親登録後、もしくは委託前に児相職員からの情報共有だけでなく、研修を受けられるとよいだろう。また、たとえば、現在委託されている子どもの発達特性に合わせたオンライン研修であれば、理解がしやすいため、委託直後のオンライン研修なども考えられる。

(5) 振り返りシート

児相 H の語りでは、不調による措置解除が生じた後に、関係者で振り返り、それにより次に活かせるようなシートがあるといいという提案があった。現状では、関係者での振り返りを実現することはそう多くはないだろう。しかし、同じリスクが生じた場合に回避できるよう対策すること、誰かを責めるのではなく、次に生かしていくことは重要な視点であると思われる、今後の課題であると考ええる。

(6) アセスメントとマッチングの重要性

「マッチングは最大の支援」(宮島, 2017)⁷と指摘があるように、マッチングの重要性は言うまでもない。「D.4.措置先の選定」と「D.5.マッチング・交流」でその重要性については、すでに確認したが、「D.13.養育不調予防のために

望むこと」としても、語りが繰り返しあり、強調された。児相HとEの語りから見るように、アセスメントやマッチングの重要性を考えずに、「とりあえず里親」となってしまうことの危険性は、「里親等委託推進」となっている近年では常にあると考えていいだろう。また、児相Eの語りでは、子どもも里親もアセスメントが重要であるという指摘があった。子どもの担当と里親の担当のアセスメントが委託の初動であることは、換言すれば、当該委託のすべてがアセスメントにかかっていると考えられる。そして、そのアセスメントを基盤にして、当該の子どもに「最も必要な里親」を選定すべきであり、「誰でもよい」「とりあえず」選定された里親では不調を予防できないと考えられる。

E. 結論

本調査は、養育不調によって委託解除となった事例について、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討するために、インタビュー調査を行ったものである。

本調査において明らかになった養育不調による措置解除のプロセスとそのプロセスに沿った対策は、以下のとおりである。

1. 委託時点の状況への対応

この時点で必要な対応は、徹底的なアセスメントである。里親については、里親の希望も自分の家庭状況をどうとらえているかという視点で検討していく必要があることが分かった。

加えて、本調査の結果からは、里親家庭については、里親家庭に同居している実子のみならず、成人した別居中の実子にもアセスメントや研修が必要であることが示唆された。

子どもについては子ども担当の児童福祉司の徹底的なアセスメントが重要である。アセス

メントに際しては、環境的・状況的なもののみではなく、当該の子どもにマッチする里親が明確になるようなアセスメントが望まれる。

また、アセスメントの結果、必要であれば、里親は、発達特性を促す研修など、子どもの状況に応じた研修を受講する必要がある。オンデマンド配信などで対応できれば可能であると考えられる。

里親にしても子どもにしても、この時点での徹底的なアセスメントが次のプロセスである措置選定・マッチング、そして委託全体に影響を与えることになる。

2. 措置選定、マッチング・交流

本調査では、措置選定、マッチング・交流のプロセスにおいては、子どもの登校のため、受験のため、他にないから、といった理由での里親の選定は不調のリスクが高まることが懸念された。

また、交流において中高生の事例では数回程度の交流でマッチングされており、いずれも早い段階で不調が生じ、措置解除となっていた。そのため、中高生の委託にはより慎重になるべきであることが示唆された。

3. 委託当初、委託経過中

様々な状況があったが、委託当初、委託経過中には、アセスメントを重ねていくことになる。アセスメントを重ねた結果、児相がリスクを予測できれば、リスクを回避したり乗り越えるための支援を準備できる。つまり、委託当初と委託経過中もアセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要であることが示された。

また本調査においては、中高生の委託があった場合、委託当初から枠を決めておく必要性が提示された。

児相やフォスティング機関等の伴走型の支援や、資源の活用、学校やその他の関係機関との連携がこの時期には重要であることも示唆された。ただし、中高生の場合は、資源が少ないことが指摘された。中高生のための資源については今後の課題となろう。

さらに、様々な手続きや里親家庭の家族の介護等についても、地域のサービスと連携したり、必要なサービスを創出することで、里親の負担を軽減し、子どもの養育に専念することのできる環境を整える必要性が指摘された。里親に子どもの養育に専念してもらうための地域資源との連携や資源の創出についても今後の課題であろう。

4. 養育不調に気付いたとき、養育不調が共有されたとき、措置解除までの経過中

この時点でもアセスメントが重要であることが示唆された。アセスメントによってリスクを回避したり、関係性の修復を図ることができるからだ。ただし、里親からの訴えがあった場合には、対策を取ることも難しいことがあった。

5. 措置解除時、措置解除後

中高生について、いくつかの事例では、お別れの儀式や児相職員との振り返りがあるなど、ある程度手厚く支援されていることが分かった。そして、それらの支援は、子どもにとって、未来につなげていくために、少なからず重要であることが読み取れた。そのため、中高生だけでなく、どの年代の子どもにも必要であることが示唆された。

里親に対しても、お別れの儀式や振り返りは重要であることが示され、可能な場合には次の委託を依頼することが重要であることが示唆された。

6. まとめにかえて

事前質問紙調査では、児相内の全職員を対象とした研修を行っていたのは1か所だけだった。本調査では、不調による措置解除を予防するために、子どもと里親のアセスメントが最重要課題の一つであることがわかっている。そうであれば、全職員を対象に里親に関する研修を行うことで里親家庭についての理解を深めてもらうことが重要であろう。

また、関係者間で振り返りを行えるシートの開発の必要性が提案された。シートの開発については今後の課題であろう。

繰り返しになるが、成人した実子、とくに別居している実子の反対が不調による措置解除に大きく影響を与える事例があったことは、今回の調査を通して新たに得られた知見である。また、中高生の委託について不調のリスクが懸念された。いずれも研究の蓄積が待たれる、今後の課題である。

総じて、本調査を通して、アセスメントが非常に重要であり、またアセスメントは最初だけでなく、常に必要であることが示された。加えて、アセスメントを前提としたマッチングの重要性が改めて示されたと考える。

参考文献

- 1 Konijin, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. : Foster care placement instability: A meta-analytic review *Children and Youth Services Review*, 96, 483-499, 2018.
- 2 山本真知子：「里親家庭の実子を生きる ― 獲得と喪失の意識変容プロセス―」 岩崎学術出版社, 2019.
- 3 兼井京子「里親支援を考える―東京都の養育

家庭制度を通して」.『子どもの人権連』,子どもの人権連事務局, 2007.

- 4 三輪清子・大日義晴編著:「『養育里親の登録・研修・支援に関する調査』報告書」, 2018
- 5 宮島清「10 章 里親が抱えるニーズと里親支援」庄司純一・鈴木力・宮島清編『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版, 2011.
- 6 河野洋子「第 10 章委託時と委託後初期の支援」宮島清・林浩康・米沢普子『子どものための里親委託・養子縁組の支援』明石書店, 2017.
- 7 宮島清「第 6 章 里親支援体制の構築とソーシャルワーク」『子どものための里親委託・養子縁組の支援』明石書店, 2017.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

表1.職員の経験・資格等
職員の経験・資格等
課長代理：社会福祉士・児童相談所1年うち現役職1年、他児童相談所3年 課長代理：社会福祉士・児童相談所2年うち現役職2年、他児童相談所3年 主任：児童相談所2年うち現役職2年、他児童相談所4年 主任：児童相談所1年うち現役職1年、他児童相談所2年 児童福祉司：社会福祉士・保育士・主任・児童相談所2年うち現役職2年、他児童相談所0年
児童福祉司：社会福祉士・児童相談所7年のうち現役職1年 主任：社会福祉士・公認心理師・児童相談所3年のうち現役職3年 児童福祉司：社会福祉士・精神保健福祉士・児童相談所1年のうち現役職1年 児童福祉司：社会福祉士・児童相談所1年のうち現役職1年
係長：社会福祉士・児童相談所2年のうち現役職2年・他児童相談所4年 主任児童福祉司：社会福祉士・児童相談所7年のうち現役職7年・他児童相談所0年 主事児童福祉司：社会福祉士・児童相談所6年のうち現役職1年・他児童相談所0年 主事児童福祉司：社会福祉士・児童相談所6年のうち現役職3年・他児童相談所0年
係長（事務）：児童相談所4年のうち現役職4年 児童福祉司：社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・幼稚園教諭、児童相談所5年のうち現役職2年 他児童相談所1年 児童福祉司：保育士・幼稚園教諭、児童相談所1年のうち現役職1年 主任（事務）：児童相談所1年のうち現役職1年 係員（事務）：児童相談所2年のうち現役職2年 里親支援員（会計年度任用職員）：保育士、児童相談所1年のうち現役職1年
係長：保育士・児童相談所5年のうち現役職1年 主任：社会福祉士・保育士・児童相談所5年のうち現役職5年他児童相談所0.5年 主任：社会福祉士・児童相談所4年のうち現役職3年 里親対応専門員：社会福祉主事・保育士・児童相談所5年のうち現役職5年、他児童相談所4年
A：地区担当10年（親担当1年兼ねている）、心理8年 B:地区担当10年、心理8年、親担当2年（地区担当に含まれている） C:地区担当10年 親担当1年（地区担当に含まれている）、心理8年
里親係長：保育士・児童相談所10年のうち現役職4年 里親係員：児童相談所3年のうち現役職3年 里親係員：社会福祉士・現役職3年 里親係員：社会福祉士・現役職1年 里親係、児童福祉専門相談員：保育士・児童相談所19年のうち現役職19年 里親係、児童福祉専門相談員：保育士・児童相談所13年のうち現役職13年 里親係、児童福祉専門相談員：保育士・児童相談所8年のうち現役職8年

表2 調査協力家庭一覧表													
対象家庭	里親の年齢	家族状況	里親の種類	実子の有無	これまでの受諾人数	委託時と委託解除児の里子の学年	里子の性別	保護の理由	里子の主な問題	医学的診断	知能検査	フォスターリング機関からの継続的支援	里子への児相・フォスターリング機関からの継続的支援
児相A	50代（推測、はっきりとは聞いていない）	里父：正社員、 里母：不明（保育士歴有）	養育里親	有	1人	就学前～高校生	男	父母の未婚、養育拒否	里母への暴力	注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害（ASD）、 犯行挑戦性障害、素行障害	基本的に平均的な知能水準 - 時期によっては平均を上回ることもあった	無	中学生まで有
児相B	40代	里父：正社員 里母：専業主婦	養育里親、養子縁組里親	無 里親の両親と同居	無	就学前～就学前	女	保護者の死亡	里母への試し行動、養育の課題	あり	10101-110	有	有
児相C	40代	里父：正社員、 里母：個人事業主	養育里親	有	3人	就学前～就学前	男	父母の離婚、父母の不和、保護者の就労、 保護者の精神疾患、母の虐待もしくは酷使	ペースを乱されると叫んだり、物を投げたりした	なし	遠城寺式乳幼児分析的発達検査で平均がそれ以上。 委託解除後、田中ビネー10120	有	有
児相D	40代	里父：正社員 里母：専業主婦	養子縁組里親、養育里親	無	無	就学前～就学前	男	破産などの経済的理由	肢体不自由（解除後に判明）	なし	有	有	有
児相E	不明	里父：正社員 里母：何かしらの仕事をしていた	養育里親	無	3人以上	就学前～就学前	男	保護者の死亡	寝るときに大きな声が出る	注意欠陥多動性障害、軽度知的障害、 脱抑制的な情緒行動【不安定なアタッチメント形成】	遠城寺式	無	有
児相F	50代	FH	FH	有	多数	就学前～就学前	男	保護者の入院、母の虐待もしくは酷使	性的問題行動	視覚障害（斜視、乱視）	71-80SM（2歳3か月） 社会生活年齢1歳8か月（他も大体1歳7か月、1歳8か月）、 SQ74	無	有
児相G	不明	里父：宗教家 里母：教師	養育里親	有	1人	就学前～小学校低学年	女	父母の離婚、父母の不和、 保護者の拘禁、保護者の精神疾患、 破産等の経済的理由	アタッチメントの問題	なし	有	有	有
児相H	60代	FH	FH	有	多数	就学前～小学校高学年	男	母の虐待もしくは酷使、 実父が暴力、身柄一時保護（実母別居、実父おらず徘徊で保護）	学校で暴れる、他の子どもへの高圧的態度	注意欠陥多動性障害	91-100（ただし直近は69）	無	有
児相I	60代	仕事はなし	養育里親	有	1人	小学校高学年～小学校高学年	男	母の虐待もしくは酷使	無断外出、お金を盗む	注意欠陥多動性障害 自閉症スペクトラム障害（ASD） 療育NG後に診断 精手帳あり	91-100	有	有
児相J	40代	自営業	養育里親	有	複数人	中学生～中学生	女	保護者の放任・もしくは怠情 父の虐待もしくは酷使	コミュニケーション、生活習慣の難しさ	なし	71-80	有	有
児相K	不明	里母：ひとり親：会社員	養育里親	有	0人	中学生～中学生	男	児童の問題による監護困難、児童の障害	不登校気味、家出など	注意欠陥多動性障害、 自閉症スペクトラム障害	91-100	有	有
児相L	40代	共働き	養育里親	有	0人	中学生～中学生	女	母の虐待もしくは酷使	生活態度、嘘	医学診断実施。性自認について、 母親との関係性が大きく影響している、との所見あり。	WISCIV 131-140	有	有
児相M	50代	不明	養育家庭	無	2人	中学生～中学生	男	児童の問題による監護困難	生活習慣の乱れ・うそをつく・約束事が守れない、学習への取り組み姿勢など	自閉スペクトラム障害（ASD）	121-130	有	有
児相N	里父：50代 里母：40代	里父：正社員 里母：非正規雇用	養育家庭	無	0人	中学生～高校生	男	父の虐待もしくは酷使、 母の虐待もしくは酷使、 養育拒否、児童の問題による監護困難	潔癖、里親家庭への不満	無	101-110	有	有
児相O	50代	里父：正社員 里母：不明	養育家庭	無	不明	高校生～高校生	女	保護者の死亡	部屋が汚い、里父を無視	無	無	無	有
児相P	不明	FH	FH	不明	多数	高校生～高校生	男	保護者の精神疾患、養育拒否、児童の障害	無断外泊	注意欠陥多動性障害、 自閉症スペクトラム障害	91-100	無	有

付録 1：ヒアリング調査事前アンケート（児童相談所）

回答日： 年 月 日

本インタビューでは、養育不調による委託解除となったお子さんお一人についてお伺いしていきます。
そのお子さんを仮に A さんとさせていただきます。

Aさんについてお答えください。

1. 性別 (男 ・ 女)
2. 委託時のご年齢 (歳 カ月)
3. 委託時の在籍について以下からあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 1: 保育園 | 2: 幼稚園 | 3: 認定こども園 | | | | |
| 4: 小学1年生 | 5: 小学2年生 | 6: 小学3年生 | 7: 小学4年生 | 8: 小学5年生 | 9: 小学6年生 | |
| 10: 中学1年生 | 11: 中学2年生 | 13: 中学3年生 | 14: 高校1年生 | 15: 高校2年生 | 16: 高校3年生 | |

4. 国籍 ()
5. 委託解除時のご年齢 (歳 カ月)
6. 委託解除後の措置変更先について以下からあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|------------|-----------|-------------|---------------|
| 1: 乳児院 | 2: 児童養護施設 | 3: 児童自立支援施設 | 4: 児童心理治療施設 |
| 5: 自立援助ホーム | 6: 他の里親 | 7: ファミリーホーム | 8: その他（家庭復帰等） |
| 9: わからない | | | |

7. Aさんの児童相談所による保護の理由についてあてはまるものに全て○をつけてください。

- | | | | |
|--------------------|----------------------|--------------|----------------------|
| 1: 保護者の死亡 | 2: 保護者の行方不明 | 3: 父母の離婚 | 4: 父母の未婚 |
| 5: 父母の不和 | 6: 保護者の拘禁 | 7: 保護者の入院 | 8: 家族の疾病の
付き添い |
| 9: 次子出産 | 10: 保護者の就労 | 11: 保護者の精神疾患 | 12: 保護者の放任
もしくは怠惰 |
| 13: 父の虐待
もしくは酷使 | 14: 母の虐待
もしくは酷使 | 15: 棄児 | 16: 養育拒否 |
| 17: 破産等の経済的理由 | 18: 児童の問題による
監護困難 | 19: 児童の障害 | |
| 20: その他（
） | | | 21: わからない |

8. Aさんの虐待の被害についてあてはまるものに○をつけてください。

虐待被害 (あり ・ なし ・ わからない)

→「あり」の場合、その種類についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体的虐待 2: ネグレクト 3: 性的虐待 4: 心理的虐待

9. Aさんの心身の状況についてあてはまるものに○をつけてください。

医師による医学的診断（ あり ・ なし ・ わからない ）

→「あり」の場合、その内容についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体虚弱	2: 肢体不自由	3: 視覚障害	4: 聴覚障害
5: 言語障害	6: 知的障害	7: てんかん	8: 心的外傷後ストレス障害（PTSD）
9: 反応性愛着障害	10: 注意欠陥多動性障害（ADHD）	11: 学習障害（LD）	12: 自閉スペクトラム障害（ASD）
13: 高次脳機能障害	14: チック	15: 吃音症	16: 発達性協調運動障害
17: その他（ ）			

10. Aさんの知能検査および発達検査についてあてはまるものに○をつけてください。

※覚えている範囲で構いません。

● 委託時点で A さんは検査を受けていましたか？（ はい ・ いいえ ・ わからない ）

➡「はい」の場合、受けた検査についてお答えください。

① WISC-IVもしくはV (検査実施年月: 年 月)

全検査 IQ (FSIQ) についてあてはまるところに○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

② 田中ビネー知能検査Ⅴ（検査実施年月： 年 月）

IQ 値についてあてはまるところに○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

③ 新版 K 式発達検査 (検査実施年月: 年 月)

発達指数についてあてはまるところに○をつけてください。

41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

● 委託されてから委託解除までの間で Aさんは検査を受けましたか？（ はい ・ いいえ ）

次に、貴児童相談所についてお答えください。

1. 里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等についてご記入ください。

職員	役職名	資格	経験年数
A			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
B			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
C			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
D			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
E			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
F			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
G			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年
H			貴児童相談所____年うち現役職____年 他児童相談所____年

2024 年度中に、里親家庭への支援に関する職員研修はありますか。(ある ・ ない)

ある場合➡ (年に____回)

研修名	対象者 (どちらかに○)	時期
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月
	全職員 ・ 里親支援にかかわる職員のみ	____月

ご回答ありがとうございました。

インタビューではこちらにご回答いただいたお子さんについてお伺いしていきます。

よろしくお願いいたします。

付録2 インタビューガイド

児童相談所インタビューガイド			
項目	トピック	詳細	時間（累積時間）
オープニング	自己紹介		
	録音許可	録音スタート	
	研究背景・目的の説明	「本研究では「養育不調」という状態について調べています。養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況」と本研究では定義しております。 このインタビューは、里親委託において養育不調による委託解除をご経験された児童福祉司さんにお話しをお伺いし、こどもにとっても、支援者にとっても、より良い社会的養育を整えるにはどうしたらいいかを考え、提案していくためのインタビュー調査です。」	
	同意取得	研究協力依頼書・同意説明書をお渡しし、一つずつ読み上げて説明し、質問を受け付ける	
	同意書への署名	同意書にご署名いただき、抜け漏れがないか確認して受領する	
	同意撤回の説明	同意撤回書をお渡しする（同意撤回期間は現在からインタビュー調査期間中、方法は手渡しもしくは郵送）	
	質問紙の確認	・（対面の場合）事前にご回答いただいた質問紙を提出いただく。抜け漏れがないか確認する。 ・（オンラインの場合）こちらが参照している質問紙が間違いがないか確認する。	
	ヒアリング上の注意点の説明	「質問紙にてお答えいただいたお子さんについてお伺いしますが、子どもの個人情報保護の観点から、本インタビューでは名前を使わずにAさんと呼びください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。」	
			20分
ヒアリング	委託される前のAさんと委託経緯について	・Aさんの実家庭の状況（実親の状況や、きょうだいしみの有無、虐待被害等） ・Aさんの保護された経緯（質問紙の回答からより詳しくヒアリング） ・Aさんの里親委託前の措置先での暮らしぶり（例：一時保護、乳児院もしくは児童養護施設での様子等） ・里親委託に措置変更となった経緯 ・Aさんと里親のマッチングの経緯 ・委託前の面会交流時の様子 ・委託時の様子	
	Aさん委託時の里親さんの状況について	・里親登録年数（フォスタリング機関が支援をする前から登録されているのか、フォスタリング機関がリクルートからかかわりのある里親さんなのかお尋ねする） ・里親登録にいたった経緯 ・里親家庭について（実子の有無、同居人の有無、子どものケアに関する経験、Aさんを受託時他の児童も委託されていたのか） ・児童相談所からみた受託当時の里親家庭の状況（最初の委託時点からかかわりがあればお尋ねする）	
	委託中のAさんと養育状況・不調について	・里親家庭でAさんはどのように生活をしていたか ・医師による医学的診断を受けたと質問紙で回答があった場合、その時期と受診経緯について ・委託時に検査を受けたと質問紙で回答があった場合、その経緯と結果について ・その後も検査を受けたと質問紙で回答があった場合、その経緯と結果について ・養育上どのような困難があったか、養育不調に気付いたきっかけ ・その困難について児相から働きかけたこと ・児相の働きかけに対する里親家庭の反応、対応 ・フォスタリング機関等の里親支援機関との協働 ・そのほか、地域のサポート、里親のインフォーマルな関係にある人々のサポート	
	委託解除に至った経緯	・どうして委託解除となったか	
	里親養育をよりよくしていくための展望・要望	・養育の不調をどう捉えているか（このケースにかかわらずどのようなことから措置変更を考えるか） ・里親家庭への支援として必要なことは何か（回答者がどんな支援が必要と考えているか） ・児童相談所での養育不調への対応についての全体的な傾向 ・養育の不調が起こったときの貴児童相談所の対応について（マニュアル化の有無、対応） ・養育不調への対応について困っていること ・どのような支援や資源があれば、Aさんの養育不調を防げたと思うか ・養育不調を防ぐため、今後どのような支援や資源があるといいと思うか	1時間～2時間
クロージング	インタビュー協力への感謝と質問受付		
	データ使用の見直し・許可	ホームページへの掲載、情報の保護などについて改めて説明し、再度口頭で許可をいただく（同意撤回の機会を直後に1度設けるため）	
	謝礼のお渡しと受領書の記入	謝礼をお渡しし、受領書をご記入いただく	
	録音停止 見送り		1時間～2時間